

○維持管理費未納者の措置に関する基準

平成26年3月15日制定

維持管理費未納者の措置に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、日吉台共有施設管理組合規約（昭和61年5月25日制定）第44条第3項に定める維持管理費の未納者に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 請求措置とは、未納が発生した月を起算月として、1か月分以上から6か月分以下までの未納月数を有している者に対して実施する措置をいう。
- (2) 督促措置とは、未納が発生した月を起算月として、7か月分以上から12か月分以下までの未納月数を有している者に対して実施する措置をいう。
- (3) 催告措置とは、未納が発生した月を起算月として、13か月分以上の未納月数を有している者に対して実施する措置をいう。
- (4) 弁護士督促措置とは、前3号の中から理事会で決定した者について、弁護士に督促行為を委任することをいう。
- (5) 訴訟措置とは、前号の措置を講じた者の中から理事会が決定したものについて、訴訟行為の代理を弁護士に委任することをいう。
- (6) 基準月とは、1月から12月までの間の奇数月をいう。

(措置の実施)

第3条 基準月の末日時点における維持管理費の未納者（前条第4号及び第5号の措置を除く。）に対して、次の各号に定める措置を実施するものとする。この場合において、次の各号に掲げる書類は、理事長名で発信し、原則として普通郵便で送達するものとする。

- (1) 前条第1号に規定する者に対しては、請求書を送達する。
- (2) 前条第2号に規定する者に対しては、督促状を送達する。
- (3) 前条第3号に規定する者に対しては、催告書を送達する。

(理事会の所掌事務)

第4条 理事会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第1号から第3号までに規定する措置に関して、事務局からの報告を確認し、これを承認すること。
- (2) 第2条第4号及び第5号に規定する措置に関して、対象者を選定し、これを議決すること。
- (3) その他未収金対策に関して必要な事務を行うこと。

2 未収金の担当理事にあつては、第2条第4号及び第5号に規定する措置に関して、当該措置の対象予定者について理事会で所見を述べるができるものとする。

(事務局の所掌事務)

第5条 事務局の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条各号に規定する事務を行うこと。
 - (2) 月例報告書を作成し、理事会へ報告すること。
 - (3) 第2条第4号及び第5号に関する議案を作成すること。
 - (4) 第2条第4号及び第5号に関し、弁護士に委任する書類を作成（これに必要な書類の取得を含む。）すること。
 - (5) 弁護士に委任した措置に関し、その状況及び結果について理事会へ報告すること。
 - (6) その他未収金の事務に関し、必要に応じて理事会に報告すること。
- (個人情報の取扱い)

第6条 理事会に諮る議案・資料に関する個人情報の取り扱いについては、個人名・法人名及び未納金額等の情報を開示して提案するものとし、会議終了後回収するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成26年3月15日から施行する。
(共有施設管理費未収金措置実施基準の廃止)
- 2 共有施設管理費未収金措置実施基準（平成25年2月23日全部改正）は、廃止する。